⑺　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙により持参あるいは郵送する場合は、四国地方整備局四国山地砂防事務所まで持参すること。

入札書の提出期限は、平成31年６月18日午後４時00分までとする。

なお、入札書の受付開始は、上記入札書の提出期限の日の前日（閉庁日を除く。）の午前９時00分からとする。

開札は、平成31年６月19日午前10時00分四国地方整備局四国山地砂防事務所会議室にて行う。

5　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　免除

②　契約保証金　免除

⑶　入札の無効　本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷　手続における交渉の有無　無

⑸　契約書作成の要否　要

⑹　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。

⑺　技術提案書（履行確実性の審査に必要な部分に限る。）のヒアリング等を実施するとともに、ヒアリング等に際して追加資料の提出を求めることがある。

⑻　指名通知日　本業務における指名通知日については、平成31年４月17日とする。

⑼　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Motoki Ito, Director of Shikoku Mountain Area Sabo Office, Shikoku Regional Development Bureau

⑵　Classification of the services to be procured : 42

⑶　Subject matter of the contract : Shikoku Mountain Area Sabo Office Control Area Laser Surveying Work in fiscal 2019

⑷　Time-limit to express interests : 5 : 00 p.m. 2 April 2019

⑸　Time-limit for the submission of proposals : 5 : 00 p.m. 6 June 2019

⑹　Contact point for tender documentation : General Affairs Section, Shikoku Mountain Area Sabo Office, Shikoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism. 68―1 Nishiikawa, Ikawa-cho, Miyoshi-shi, Tokushima-ken, 779―4806, Japan Tel 0883―72―5400 ex. 403 Fax 0883―72―6551

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

平成31年度　四国山地航空レーザ計測業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成31年３月18日

四国地方整備局長　平井　秀輝

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　36

1　業務概要

⑴　業務名　平成31年度　四国山地航空レーザ計測業務

⑵　業務内容　本業務は、吉野川中流域（徳島県）を対象に航空レーザ測量を行う他、既往の航空レーザ計測成果よりデータを作成し、過去の地形との差分解析を実施することにより土砂移動実態を把握するものである。

⑶　履行期間　契約締結日の翌日から平成32年１月31日まで

2　申請の時期

平成31年３月18日から平成31年４月２日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

なお、平成31年４月３日以降（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、指名通知日までに設計共同体としての資格の認定を受けていなければならない。

3　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、四国地方整備局のホームページにおいて様式を入手すること。

このＵＲＬは次のとおりである。

http://www.skr.mlit.go.jp/menu/nyusatu.html

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に「平成31年度　四国山地航空レーザ計測業務設計共同体協定書」（4.4）の条件を満たすものに限る。

以下「当該協定書」という。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により次の場所に提出すること。

〒760―8554 香川県高松市サンポート３―33　四国地方整備局総務部契約課　電話087―851―8061㈹

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4　設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年10月１日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成30年10月１日付け公示」という。）６（測量・建設コンサルタント等業務）の⑴から⑷までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

⑴　組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　四国地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成31・32年度一般競争（指名競争）参加資格のうち測量の認定を受けている者であること。

③　四国地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関して指名停止を受けている者でないこと。

④　平成30年10月１日付け公示５（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。

⑤　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵　業務形態

①　当該協定書において明らかであること。

②　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、当該協定書において明らかであること。

⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、当該協定書において明らかであること。

⑷　設計共同体の協定書　当該協定書が、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙１に示された「○○設計共同体協定書」によるものであること。

なお、この「○○設計共同体協定書」は、四国地方整備局のホームページにおいて、３⑴と同じ方法により様式を入手することができる。

5　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

４⑴②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、４⑴②の認定を受けていない構成員が４⑴②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、４⑴②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る参加表明書の提出の時までに４⑴②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

6　資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

7　資格の有効期間

６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8　その他

設計共同体の名称は、「平成31年度　四国山地航空レーザ計測業務●●・□□設計共同体」とする。